

(事 務 連 絡)
業 庫 第 4 1 号
平成 2 7 年 4 月 2 2 日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

代理店・預金店事務に関する事務参考資料の送付について

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、代理店が送金請求官庁等から請求を受ける外国送金取組事務につきましては、代理店の負担の軽減を図る観点から、本年2月2日取扱い分より、自店での取組事務を廃止し、すべて日本銀行本店に集約して処理する扱いに変更しております。

こうした中、一部の代理店引受金融機関から、「外国送金の請求（依頼）金額を送金請求日当日分の支払見込額に含めず、実質振替としての扱いをすることに関し、分かり易く解説した資料を提供して欲しい」といった声が聞かれております。

こうした声を踏まえ、代理店における誤った支払見込額の報告を未然に防ぎ、更なる事務理解の向上に役立てて頂く観点から、代理店において外国送金の取組委託事務が発生した際に、代理店および預金店においてご留意頂きたい事項を取りまとめましたので、別添のとおり送付いたします^(注)。

(注) 今回お送りする資料は、現在、当局において提供に向けて準備中の初学者向け学習・研修資料の一部ですが、上記の観点を踏まえ、当該部分を事前にお届することとしたものです。

以 上

<本件に関する照会先>
日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ
03-3279-1111 (代表) <6104 (内線)>
dairiten-kitei@boj.or.jp

27年2月以降、外国送金については、日本銀行本店に取組委託することとなりましたが、本事務では支払資金の過大請求に繋がる恐れがありますので十分ご注意ください。

事例：支払資金の過大請求

具体的な内容

- 代理店が預金店に対して、外国送金の請求(依頼)金額を誤って支払見込額に含めて報告
- ↓
- 預金店では、代理店から報告を受けた支払見込額に基づき、「国庫金受払等報告表(代理店預け金関係)」の本日支払見込額欄に外国送金の請求(依頼)金額を含めたまま日本銀行に報告

発生原因

- 事務処理時の注意不足、検証不足
- 事務取扱い変更時の理解不足

外国送金請求書の金額(官庁請求額)は、送金請求日当日分の支払見込額には含めないで下さい。
預金店と代理店との間や代理店と官庁との間において支払見込額を聴取する際には、外国送金分が除かれていることを確認するようお願いいたします。



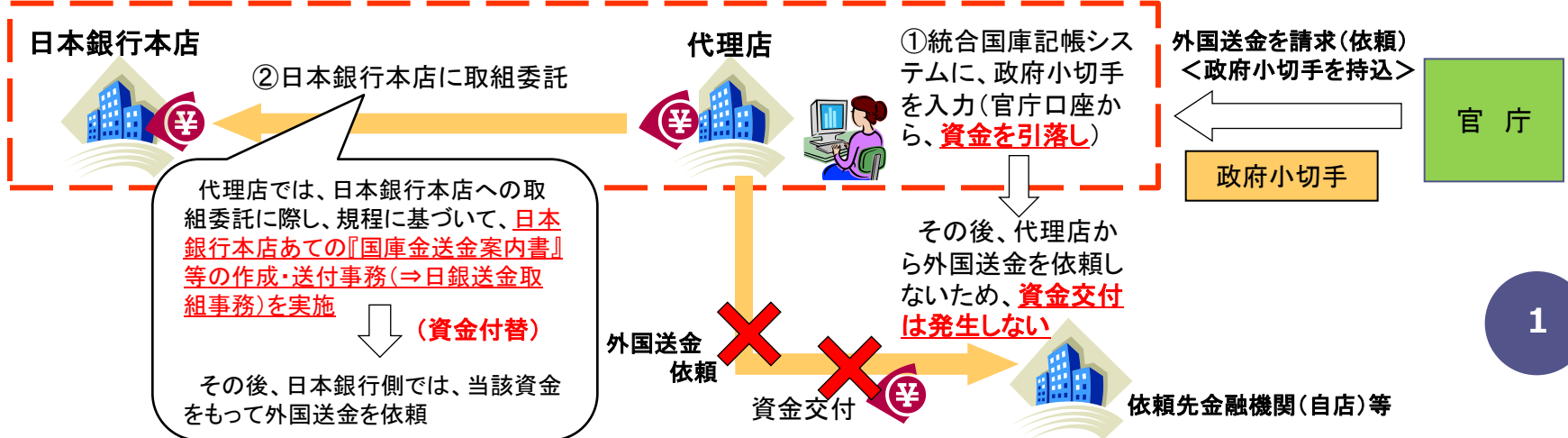
影響

- 日本銀行預金に不当な資金が滞留
⇒このケースでは、代理店から依頼先金融機関(自店)等に対し資金を交付しないにもかかわらず、誤った報告を基に、預金店が日本銀行に当該資金を請求した

事務参考

外国送金の日本銀行本店への取組委託イメージ

… 日銀代理店が日銀本店に事務を委託するこのケースでは、代理店が取引官庁口座から資金を引き落とすが、その後、代理店から自店等依頼先金融機関へ資金交付する訳ではないため、日本銀行への資金請求は不要(これに代えて、日本銀行本店に取組委託する)。



(国庫金受払等報告表の記入例<取引発生日>)

・・・預金店が日本銀行への報告時に使用するもの(預金店以外の代理店では使用しない)

(書式例)

報告区分: 毎朝 追加 最終

国庫金受払等報告表(代理店預け金関係)

(日付)〇〇. 〇〇. 〇〇

(預金店名)〇〇銀行 印

前日収支毎日報告表残高		前日国庫金支払額	
前日国庫送金受入額		前日国庫送金支払額	

前日代理店受入額		うち実質振替額	
----------	--	---------	--

本日支払見込額		本日前渡額	
---------	--	-------	--

外国送金の請求(依頼)金額については、本日支払見込額に含めないこと

日本銀行では、「国庫金受払等報告表(代理店預け金関係)」の【本日支払見込額欄】に記載された金額と前営業日から繰越された日本銀行預金額等を調整したうえで、預入額(当座預金への入金額)を算定しています。

【算定式】

$$\text{本日支払見込額} - \text{前営業日からの繰越額等} = \text{預入額}$$



(国庫金受払等報告表の記入例<取引発生日の翌営業日>)

…預金店が日本銀行への報告時に使用するもの(預金店以外の代理店では使用しない)

(書式例)

報告区分: 毎朝 追加 最終

国庫金受払等報告表(代理店預け金関係)

外国送金の小切手支払額を含めること

(日付)〇〇. 〇〇. 〇〇

(預金店名)〇〇銀行 印

前日収支毎日報告表残高		①前日国庫金支払額	
③前日国庫送金受入額		②前日国庫送金支払額	

前日代理店受入	日銀本店への取組委託額を含めること (注)外国送金の本店への取組委託事務では、日銀送金の取組事務に準じた取扱いとして、 いるため、当該欄に記入する必要があります。	うち実質振替額	日銀本店への取組委託額を含めないこと
---------	---	---------	--------------------

日本銀行では、「国庫金受払等報告表(代理店預け金関係)」の【前日国庫金支払額欄】、【前日国庫送金受入額欄】および【前日国庫送金支払額欄】にそれぞれ記載された金額から、前営業日における支払実績額を算定しています。

【算定式】

$$\text{①前日国庫金支払額} + \text{②前日国庫送金支払額} - \text{③前日国庫送金受入額} = \text{前営業日の支払実績額}$$

結果として、算定式をみると、外国送金の日銀本店への取組委託額は、【前日国庫金支払額欄】と【前日国庫送金受入額欄】に同額が計上されることで相殺されるかたちとなり、これが実質的な振替取引となることから、前営業日の支払実績額には計上されないこととなります。

